

富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証の変更について

	現行 (2025 年 11 月末まで発行、2030 年 11 月まで有効)		変更後 (2025 年 12 月から発行)	
デザイン				
利用者	車椅子利用者用	車椅子利用者以外用	基本の利用証	妊産婦、ケガ人等用
有効期限	あり (申請から最長 5 年)	あり (申請から最長 5 年)	なし	あり

富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証について（区分別）

区分			交付対象者	有効期限	利用証	
身体障害者	視覚障害		身体障害者手帳	1級～4級の方	無期限	 有効期限なし
	聴覚または平衡機能の障害	聴覚障害 平衡機能障害		1級～3級の方 1級～5級の方		
	肢体不自由	上肢		1級または2級の方		
		下肢		1級～6級の方		
		体幹		1級～5級の方		
	脳原性運動機能障害	上肢機能		1級または2級の方		
		移動機能		1級～6級の方		
	心臓機能障害			1級～4級の方		
	腎臓機能障害			1級～4級の方		
	呼吸器機能障害			1級～4級の方		
	ぼうこうまたは直腸の機能障害			1級～4級の方		
	小腸機能障害			1級～4級の方		
	肝臓機能障害			1級～4級の方		
	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害			1級～4級の方		
	知的障害者			療育手帳所持者で障害程度欄がAの方		
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方				
難病患者		特定医療費（指定難病）受給者 特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者				
高齢者等 （40～64歳の要介護認定者を含む）		介護保険の要介護状態区分が要介護1～5の方				
妊産婦		母子健康手帳を取得してから産後1年までの方 多胎の場合、母子健康手帳を取得してから産後3年までの方	母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後1年の間 多胎の場合、母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後3年の間	有効期限あり		
その他けが人または病気等の者		けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる方	医師の診断書等による必要期間以内（1年以内）			